

## 二段階法人税率措置導入 2018/2019 課税年度より施行

2018年3月29日、香港税務（改正）（第3号）条例2018（以下、“当条例”）が官報で告示され、2017年に提示された法人税に対する二段階法人税率措置が2018年4月1日より正式に導入された。これは、納税者、特に中小企業の税負担を軽減するとともに、香港への海外からの投資における競争力をより高めることが目的とされている。

### 二段階法人税率

2018年4月1日以降の課税年度において、法人及び非法人企業（パートナーシップ及び個人事業主）の両方に対して、企業の大きさによらず、課税対象利益の最初のHK\$200万に対する税率が一律半減となる。適用税率は下表の通り：

課税対象利益	適用税率	
	法人	非法人企業
最初のHK\$200万	8.25%	7.5%
HK\$200万を超えた残余利益	16.5%	15%

### 制限事項

#### “関係企業”の中で1社のみ適用

同一グループ内での事業の過大な再編成や、課税収益を分散させることによる二段階税率措置の乱用を防ぐために、当条例では、“関係企業”の中で、二段階税率を適用できるのは、一課税年度において1社のみ制限している。

ある法人が以下のいずれかの条件に当てはまる場合、互いに関係会社とみなされる。

- (a) 一方の法人が、もう一方の法人のコントロール下にある。
- (b) とともに同一企業のコントロール下にある。
- (c) 個人事業を行う自然人の場合、同一人物が行って他の個人事業。

ある企業（企業A）が、別の企業（企業B）に対してコントロール権を有しているかを判断する際、企業Aが一つ以上の中間企業を経由して、直接的または間接的に企業Bにとって、以下のいずれかの状況に当てはまる場合、企業Aは企業Bに対しコントロール権を有しているとみなされる。

- (a) 企業Bの発行株式資本の総計50%以上を保有またはコントロールしている。
- (b) 企業Bの議決権の総計50%以上を行使またはコントロールできる。
- (c) 企業Bの資本または利益の総計50%以上を受け取る権利を有している。
- (d) 企業Bが信託の場合、当信託財産資本の50%以上を受け取る既得権を有している。

当条例において、仮に企業Aが中間会社を経由して、企業Bの株式を保有する場合、企業Aの企業Bに対する株式総保有率は、企業Aが直に保有する企業への持株率に、企業Aによって保有される企業が直に保有する企業への出資比率を掛け合わせていき、最終的に企業Bへの出資まで遡り、各企業の出資比率を掛け合わせて算出される。例えば、企業Aが直に保有する企業Xに対する出資率を70%とし、同時に企業Xは企業Bの株式を直に80%保有している場合、企業Aは企業Bを間接率に56%（=70%×80%）保有しているとみなされる。

### 二段階税率措置の重複利用の禁止

再保険会社、企業財務センター、航空機の賃貸業者またはリース業から得られた課税利益で優遇半減税率の使用を選択している企業は、二段階税率措置の選択することは認められない。

さらに、適格条件を満たす債務証券における利益や損益に対しても、半減税率の優遇税制をすでに享受している場合も、当利益を最初のHK\$200万の課税利益に含めて、再度半減税率を適用することはできない。

## **2018/19課税年度における予定納税に関する暫定規定**

当二段階税率措置は、2018/19課税年度における予定納税から適用される。二段階税率措置の適用対象となる法人税が発生しているが、すでに標準税率による課税通知を受け取っている企業は、当年度の税金の支払がなされる前に、予定納税の全額または一部に対してホールド・オーバー(Holding over)を申請することができる。

ホールド・オーバーを享受する場合、予定納税の支払い期限の28日前、もしくは予定納税の通知の発行後14日後のいずれか遅い方までに、書面での申請が必要とされる。

### **対応**

香港内で1社以上の関係会社を有する会社は、経営構造を見直し、どの香港会社に二段階税率措置を適用することがグループにとって最も得であるか検討する必要がある。ただし、当条項において、“一旦どの会社にするか選択した後は、当選択を変更することができない”と謳われている。現状、当税率の適用対象会社は、課税年度ごとに変更できるか、それとも一旦選択した場合、次年度以降は変更できないのかは未明である。今後、適用対象会社の選択やその変更に関するさらなる詳細が含まれた当事項のガイドラインが、税務局から発表されるまでは、当選択の際に、十分に注意及び考慮すべきである。

二段階税率措置の適用資格のある会社で、すでに2018/19年度の予定納税に対して標準税率を用いた課税通知が発行されている場合は、ホールド・オーバーの申請するか否かについて、税務の専門家に相談することをお勧めします。

上述について、何か不明な点がございましたら、青葉ビジネスコンサルティング(852) 2850-8990までお問合せください。

### **About Aoba & Hopkins Group :**

The Aoba & Hopkins Group consists of CPA firms and full service consulting firms located in Hong Kong, Guangzhou and Beijing that have been providing quality and efficient professional services to our valued clients aboard and at home since 1989.

Our [www.aoba.com.hk](http://www.aoba.com.hk)

Website:

Hong Kong: 3/F, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong

Tel: (852) 2802 1092 Fax: (852) 2850 7151

Guangzhou: Unit B, 12/F, Goldsun Building, No.109 Tiyuxi Road, Tianhe District, Guangzhou, China

Tel: (86) 20-3878 5798 Fax: (86) 20-3878 5337

Beijing: Room 605, 6/F, East Ocean Centre, No. 24 Jian Guo Men Wai Street, Chao Yang District, Beijing, China

Tel: (86) 10-6522 8158 Fax: (86) 10-6512 7168

*This article describes only our general observations of the laws and regulations recently issued. All information contained in this article is provided for reference only. The release of this article does not surmount to the provision of professional advice or services. We make no guarantee as to the accuracy or completeness of such information. Readers should consult with their professional advisors before making use of the content. We accept no liability for any loss arising from the use of, or reliance upon, the content of this article.*